

令和3年第1回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和3年3月9日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年3月18日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	藤川 健	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	奥野 良子	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進室長	中川 泰成	防災対策室長	見並 智俊
地域共生室長	中西扶美代	生活環境室長	山口 成人	監 査 委 員	中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 山下 健一 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 村井 摩耶
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

6番	山路 善己	君
7番	中西 友子	君
 - 第 2 議案第 2号 玉城町債権管理条例の制定について（討論・採決）
 - 第 3 議案第 3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 4 議案第 4号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 5 議案第 5号 玉城町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 6 議案第 6号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 7 議案第 7 号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 8 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第 9 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 10 議案第 10 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 11 議案第 11 号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 12 議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 13 議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 14 議案第 14 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 15 議案第 15 号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 16 議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）（討論・採決）
- 第 17 議案第 17 号 令和 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 18 議案第 18 号 令和 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 19 議案第 19 号 令和 2 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 20 議案第 20 号 令和 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 21 議案第 21 号 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）

- 第22 議案第22号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第23 議案第23号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第24 議案第24号 令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第25 議案第25号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第26 議案第26号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第27 議案第27号 令和3年度玉城町一般会計予算（討論・採決）
- 第28 議案第28号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第29 議案第29号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（討論・採決）
- 第30 議案第30号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計予算（討論・採決）
- 第31 議案第31号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（討論・採決）
- 第32 議案第32号 令和3年度玉城町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 第33 議案第33号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第34 議案第34号 令和3年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第35 議案第35号 令和3年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第36 議案第36号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第37 議案第37号 令和3年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第38 請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願について（討論・採決）

第39 議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)

追加第1 発議第2号 基幹相談支援センター設置に関する意見書の提出について

追加第2 発議第3号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

開会の宣告

○議長(山口 和宏) 開会いたします。

ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

6番 山路 善己 君 7番 中西 友子 君

の2名を指名します。

◎第2 議案第2号 玉城町債権管理条例の制定について ないし 日程第15 議案第15号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について一括議題

○議長(山口 和宏) これから、議事に入ります。

日程第2 議案第2号 玉城町債権管理条例の制定についてないし日程第15 議案第15号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についてを一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第2号及び議案第5号につきましては、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

総務産業常任委員会委員長 北守君

○総務産業常任委員会委員長(北 守) 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件の審査を、3月12日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告及び、審査結果をご報告いたします。

議案第2号 玉城町債権管理条例の制定について、委員から、条例を制定する目的、期待する効果、周知の方法についての質問に対し、執行部所管課長から、債権の保全、処分等に対する職員の知識不足の解消、未収金徴収にかかる、時間、労力不足を解消するため、全庁で集約し体制を整えるための条例制定であり、また、債権の最終処分にかかる手続きについて、法的に明確な基準を持って処理をしたいと考えている。整備を行うことで滞納整理をより一層進めていきたいと考えている。また、広報、ホームページ等で周知していきたいとの答弁でありました。

その他、条文の解釈についての質疑がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

○議長（山口 和宏） 以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

教育民生常任委員会委員長 渡邊昌行君

○教育民生常任委員会委員長（渡邊 昌行） 議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案の審査を3月12日第1委員会室において、町長、副町長および教育長並びに関係職員の出席のもと6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告及び審査結果をご報告いたします。

議案第5号 玉城町介護保険条例の一部改正について、執行部所管課長から追加説明として、税法改正に伴うもの及び介護保険事業計画の所得基準額11段階中、第7段階から第9段階が変更となり、保険料率については、今期、第7期と同額で決定した旨の説明および資料の提出がありました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。
これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第2号 玉城町債権管理条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第2号 玉城町債権管理条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第4号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第5号 玉城町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第5号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告の通り可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第6号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第6号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第7号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第8号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第9号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第9号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

举手全員です。

したがって、議案第 10 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 11 号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案 11 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

（举手全員）

举手全員です。

したがって、議案第 11 号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案 12 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

（举手全員）

举手全員です。

したがって、議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案 13 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 14 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案 14 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 14 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 15 号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 15 号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎第 16 議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）ないし、日程第 37 議案第 37 号 令和 3 年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第 16 議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）ないし、日程第 37 議案第 37 号 令和 3 年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

予算決算常任委員会委員長 坪井信義君

○予算決算常任委員会委員長（坪井 信義） 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る 3 月 11 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）ないし 議案第 37 号 令和 3 年度 玉城町下水道事業会計予算の議案審査を、3 月 12 日 第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により実施いたしました。

補正予算審査においては、補正の内容について執行部に補足説明を求め、歳入歳出予算補正事項別明細書をもとに、慎重に審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告と結果をご報告いたします。

令和 2 年度予算の最終補正で、歳入、歳出とも実績精査による補正でありました。

まず、議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）について、歳入では、固定資産税、償却資産の増額の要因と内訳、また、滞納繰越に対する取り組み状況と今後の方針などについて質疑がありました。

歳出では、総務費で、関係人口創出・活用支援業務委託料、民生費では、障がい者介護給付費および障害児通所給付費の利用実績について、農林水産費では、農業集落育成交付金増額理由と農地中間管理機構との関連について、土木費では、ブロック塀除去工事補助金の実績、住民周知についてなど、各費目で質疑がありました。

このほか全体を通して、補正内容の詳細及び、事業概要について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 17 号 令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)については、電算委託料の減額理由について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 18 号 令和 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)ないし、議案第 20 号 令和 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)については、介護サービス等給付費の減額について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)および、議案第 23 号令和 2 年度玉城町病院事業会計補正予算(第 3 号)については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 24 号 令和 2 年度玉城町水道事業会計補正予算(第 3 号)については、給水収益の増額と事業経費の関連性について、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号 令和 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)については、給与費の減額理由について、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号 令和 2 年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第 3 号)については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和 2 年度補正予算に引き続き、各当初予算の議案審査の経過について申し上げます。

令和 3 年度各会計当初予算の議案審査は、各款ごとに、所管課長より補足説明及び、

施策の説明を求めた後、予算が、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、政策計画と合理的かつ有機的に結びついているか、また健全財政を維持しつつ、自主性及び、自立性が十分に発揮される予算編成であるかを主眼におき、前年度予算とも比較し、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第 27 号 令和 3 年度玉城町一般会計予算について、歳入では、地積調査県負担金の事業内容について、ふるさと応援寄付金達成目標について質疑がありました。

歳出予算では、総務費で、防犯カメラ設置工事計画、令和 3 年度の玄甲舎活用についてなど質疑がありました。

民生費では、災害個別支援計画作成委託料について、現状と計画作成の意義、また、障がい者介護給付金および障害児通所給付金についての状況と見込み衛生費では、可燃物・資源ごみ収集運搬処理にかかる委託料の内容と町直営の取組みについて、質疑がありました。

農林水産費では、森林環境贈与税基金積立金の目標額と計画、土木費で、狭あい道路整備の新規計上、消防費では、防災行政無線デジタル化に併せ、防災情報を一斉送信するための構築計画についてなど、各款をとおして、事業費積算の詳細及び、事業概要についての質疑、説明が行われました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 28 号 令和 3 年度玉城町国民健康保険特別会計予算ないし議案第 31 号 令和 3 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 32 号 令和 3 年度玉城町介護保険特別会計予算については、生活支援体制整備事業委託料についての質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号 令和 3 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算ないし議案第 37 号 令和 3 年度玉城町下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） はじめに、議案第 16 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 10 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 16 号令和 2 年度玉城町一般会計補正予算 (第 10 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 (山口 和宏) 次に、議案第 17 号 令和 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 17 号 令和 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 (山口 和宏) 次に、議案第 18 号 令和 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 18 号 令和 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 19 号 令和 2 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 19 号 令和 2 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 20 号 令和 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 20 号 令和 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 21 号 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

したがって、議案第 21 号 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 (山口 和宏) 次に、議案第 22 号 令和 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 22 号 令和 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 (山口 和宏) 次に、議案第 23 号 令和 2 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 3 号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 23 号 令和 2 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 24 号 令和 2 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 24 号 令和 2 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 25 号 令和 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 25 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 25 号 令和 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、議案第 26 号 令和 2 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第26号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第27号 令和3年度 玉城町一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第27号 令和3年度 玉城町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第28号 令和3年度 玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 28 号 令和 3 年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 29 号 令和 3 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 29 号 令和 3 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 30 号 令和 3 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 30 号 令和 3 年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 31 号 令和 3 年度玉城町農業集落排水事業特別会計

予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第32号 令和3年度 玉城町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和3年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第33号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 33 号 令和 3 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 34 号 令和 3 年度玉城町病院事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 34 号 令和 3 年度 玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 35 号 令和 3 年度玉城町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 35 号 令和 3 年度 玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第 36 号 令和 3 年度玉城町介護老人保健施設事業会計

予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第36号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(山口 和宏) 次に、議案第37号 令和3年度玉城町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第37号 令和3年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第38 請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願について

○議長(山口 和宏) 次に、日程第38 請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願について を議題とします。

請願第1号につきましては、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

ただちに、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

教育民生常任委員会委員長 渡邊昌行君

○教育民生常任委員会委員長（渡邊 昌行） 議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託されました基幹相談支援センター設置に関する請願についての審査を3月12日議案第5号の審査に引き続き実施いたしました。

請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、採択すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

それでは、請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、請願第1号 基幹相談支援センター設置に関する請願については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山口 和宏） 次に、日程第39 議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

ただいま、議題となりました議案第38号については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

ただちに、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

予算決算常任委員会委員長 坪井信義君

○**予算決算常任委員会委員長(坪井 信義)** 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第1号)の議案審査を3月12日、令和3年度当初予算審査に引き続き実施いたしました。

その審査内容の詳細は会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告と結果をご報告いたします。

議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第1号)については、総務費で、こども宇宙プロジェクト業務委託料、商工費では、クラウドファンディング応援補助金についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査結果報告といたします。

○**議長(山口 和宏)** 以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、議案第38号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 38 号 令和 3 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長
の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9 時 55 分休憩）

（追加日程を配付する。）

（午前 9 時 57 分再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。

これより追加議案の審議を行います。

追加日程第 1 発議第 2 号 基幹相談支援センター設置に関する意見書の提出につ
いてを議題にします。

お諮りします。

提出者の趣旨説明は、省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、趣旨説明は省略します。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 38 号 発議第 2 号 基幹相談支援センター設置に関する意見書の
提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 次に、追加日程第 2 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出につ
いてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の
規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（山口 和宏） お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、令和3年 第1回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会提案の議案につきまして全議案承認を賜りました。厚くお礼を申し上げます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、今後の参考にさせていただきたいと思っております。この後、議員のみな様方には、今後のワクチン接種につきまして、担当課長から報告をさせていただきますけれども、課題でありますコロナ対策、そしてコロナ関連の交付金の活用につきまして一つひとつ活用していく。そして評価をいただいております住み心地の良さを今後も持続させていくためにいろんな施策を推進していきたいと思っている次第でございますので、引続きご支援を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時01分 閉会）